

○文京区長及び副区長給与条例

昭和二十二年六月二十九日

条例第七号

第一条 区長及び副区長の給料その他の給与及び旅費の額並びにその支給方法は、この条例の定めるところによる。

第二条 区長及び副区長の給料額は、別表第一のとおりとする。

第三条 区長及び副区長が公務により旅行するときは、順路により旅費を支給する。

2 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料及び渡航手数料の九種とし、その額は別表第二による。

第四条 区長及び副区長に対しては、給料及び旅費のほか、通勤手当及び期末手当を支給する。

第五条 給料の支給方法及び通勤手当の額、支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第二十九号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。

2 期末手当の額は、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に百分の百六十五を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とし、支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

3 旅費の支給方法は、職員の旅費に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第三十号）の適用を受ける職員の例による。

付 則

1 この条例は、公布の日から、これを施行し、昭和二十二年五月三日以後の給与につき、これを適用する。

2 第二条及び第五条の規定については、昭和五十八年七月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十九年三月文京区条例第一号）による改正前の職員の給与に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第二十九号）による額を適用する。

付 則（昭和二三年一〇月二九日条例第一六号）

この条例は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年四月分から、これを適用する。

付 則（昭和二四年二月二八日条例第一号）

この条例は、公布の日から、これを施行し、昭和二十四年一月分から、これを適用する。

付 則（昭和二四年三月三〇日条例第六号）

この条例は、公布の日から、これを施行し、昭和二十四年四月分から、これを適用する。

付 則（昭和二六年三月三〇日条例第一号）

この条例は、公布の日から、これを施行し、昭和二十六年一月分から、これを適用する。

付 則（昭和二六年一二月二六日条例第二三号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和二十六年十月分から適用する。

付 則（昭和二七年二月二八日条例第一号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和二十六年四月一日から適用する。

付 則（昭和二八年一月三十一日条例第一号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和二十七年十一月一日から適用する。

付 則（昭和二九年八月一二日条例第六号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和二十九年四月一日から適用する。

付 則（昭和三一年二月一〇日条例第一号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十年七月一日から適用する。

付 則（昭和三三年二月八日条例第一号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用する。

付 則（昭和三四年一〇月二〇日条例第三九号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和三五年一二月二七日条例第二一号）

1 この条例は、公布の日から施行し、別表（一）の改正規定は昭和三十五年十月一日から適用する。

2 改正前の条例の規定により昭和三十五年十月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

付 則（昭和三八年三月三〇日条例第七号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。

付 則（昭和三九年一〇月七日条例第四〇号）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十九年九月一日から適用する。

2 改正前の規定により昭和三十九年九月分として支払われた給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

付 則（昭和四三年一〇月一五日条例第一七号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十三年十月一日から適用する。

付 則（昭和四七年七月二〇日条例第二三号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十七年七月一日から適用する。

付 則（昭和四八年一二月一五日条例第二五号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十八年十一月一日から適用する。
- 2 改正前の東京都文京区長・助役・収入役給与条例の規定により昭和四十八年十一月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の東京都文京区長・助役・収入役給与条例の規定による給与の内払とみなす。

付 則（昭和五四年七月二〇日条例第一七号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都文京区長・助役・収入役給与条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

付 則（昭和五七年四月一日条例第一九号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間、調整手当及び期末手当の額は、改正後の東京都文京区長・助役・収入役給与条例第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による額とする。

付 則（昭和五九年三月一六日条例第二号抄）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 昭和五十八年七月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に、東京都文京区長・助役・収入役給与条例に基づき支払われた給与は、この条例による改正後の東京都文京区長・助役・収入役給与条例付則第二項の規定に基づき支払われた給与とみなす。
- 3 昭和五十八年七月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に、東京都文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例に基づき支払われた給与は、この条例による改正後の東京都文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例付則第二項の規定に基づき支払われた給与とみなす。

付 則（昭和五九年六月三〇日条例第二五号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和六一年三月一七日条例第一号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和六十一年一月一日から適用する。
- 2 この条例による改正後の東京都文京区長・助役・収入役給与条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の東京都文京区長・

助役・収入役給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

付 則（昭和六三年三月二五日条例第二号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和六十二年十一月一日から適用する。

（給与の内払）

2 この条例による改正後の東京都文京区長・助役・収入役給与条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合には、この条例による改正前の東京都文京区長・助役・収入役給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

付 則（平成二年三月一五日条例第二号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都文京区長・助役・収入役給与条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成元年十月一日から適用する。

（給与の内払）

2 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の東京都文京区長・助役・収入役給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

付 則（平成三年三月二二日条例第三号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都文京区長・助役・収入役給与条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成二年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の条例第五条第一項の規定の適用については、平成三年三月三十一日までの間、同項中「百分の二十五」とあるのは「百分の二十二」とする。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の東京都文京区長・助役・収入役給与条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

付 則（平成三年七月八日条例第二五号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都文京区長・助役・収入役給与条例（以下「改正後の条例」という。）の別表第一の規定は、平成二年十月一日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の別表第一の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の東京都文京区長・助役・収入役給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

付 則（平成四年三月一三日条例第二号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都文京区長・助役・収入役給与条例（以下「改正後の条例」という。）の別表第一の規定は、平成三年十月一日から適用する。ただし、第四条及び第五条第一項の改正規定は、平成四年四月一日から施行する。

（給与の内払）

- 2 改正後の条例の別表第一の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の東京都文京区長・助役・収入役給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

付 則（平成五年三月一一日条例第二号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都文京区長・助役・収入役給与条例（以下「改正後の条例」という。）の別表第一の規定は、平成四年十月一日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の条例の別表第一の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の東京都文京区長・助役・収入役給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

付 則（平成八年三月二九日条例第一号）

この条例は、平成八年四月一日から施行する。

付 則（平成一〇年三月二三日条例第五号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十年四月一日から施行する。

付 則 (平成十一年一二月一六日条例第四七号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

付 則 (平成十二年三月二三日条例第三六号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

付 則 (平成十三年三月二一日条例第八号)

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

付 則 (平成十四年一二月六日条例第三八号)

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

付 則 (平成十四年一二月六日条例第四四号)

この条例は、平成十五年一月一日から施行する。

付 則 (平成十五年一二月八日条例第三六号)

この条例は、平成十六年一月一日から施行する。

付 則 (平成一七年一二月八日条例第六九号)

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

付 則 (平成一八年三月九日条例第八号)

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

付 則 (平成一九年三月一日条例第七号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中文京区長・助役・収入役給与条例第五条の改正規定(中略)並びに次項及び付則第三項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 第一条の規定による改正後の文京区長・助役・収入役給与条例(以下「改正後の区長等給与条例」という。)第五条第三項(中略)の規定は、平成十八年四月一日から適用する。

この場合において、第一条の規定による改正前の文京区長・助役・収入役給与条例(中略)の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の区長等給与条例(中略)の規定に

よる給与の内払とみなす。

(平成十九年三月に支給する地域手当に関する特例措置)

- 3 平成十九年三月に支給する地域手当の額は、改正後の区長等給与条例第五条第二項(中略)の規定にかかわらず、これらの規定により算定される地域手当の額から、給料月額に百分の二を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

付 則(平成二一年五月二九日条例第一八号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成二一年一月二七日条例第三三号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中文京区長及び副区長給与条例第五条第三項の改正規定(「百分の百六十五」を「百分の百五十五」に改める部分に限る。)(中略)は、平成二十二年四月一日から施行する。

付 則(平成二二年六月二一日条例第一八号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十二年七月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

付 則(平成二二年一月二六日条例第二八号)

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定(次号に掲げる規定を除く。) 公布の日

二 第一条中第五条第二項及び別表第一の改正規定 平成二十二年十二月一日

三 第二条の規定 平成二十三年四月一日

付 則(平成二四年一月二七日条例第七七号)

この条例は、平成二十五年一月一日から施行する。

付 則(平成二五年一月二九日条例第四六号)

この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。

付 則(平成二六年一月二一日条例第三三号)

この条例は、平成二十七年一月一日から施行する。

付 則(平成二七年一月二九日条例第八一号)

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

付 則(平成二九年一月二七日条例第二九号)

この条例は、平成三十年一月一日から施行する。

付 則（令和元年一二月九日条例第二七号）

この条例中第一条の規定は令和二年一月一日から、第二条の規定は同年四月一日から施行する。

付 則（令和三年二月九日条例第一号）

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和三年四月一日から施行する。

付 則（令和三年一二月三日条例第二九号）

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和四年四月一日から施行する。

付 則（令和四年一二月一日条例第四三号）

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和五年四月一日から施行する。

別表第一（第二条関係）

職名	給料月額
区長	百二十四万六千七百円
副区長	百万八千九百円

別表第二（第三条関係）

職名	旅費の額
区長	東京都知事等の給料等に関する条例（昭和二十三年東京都条例第百二号）中副知事相当額
副区長	職員の旅費に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十六号）中指定職の職務にある者相当額